

平成26年(乙)第31号、平成27年(丙)第38号

債権者 松田 正 外8名(平成26年(乙)第31号は高橋秀典外4名)

債務者 関西電力株式会社

主張書面(21) 兼 異議審主張書面(16)

平成27年11月9日

福井地方裁判所民事第2部 御中

債務者代理人 弁護士 小 原 正 敏	
弁護士 田 中 宏	
弁護士 西 出 智 幸	
弁護士 原 井 大 介	
弁護士 森 拓 也	
弁護士 辰 田 淳	
弁護士 今 城 徳	

弁護士 山 内 喜 明



弁護士 中 室 祐



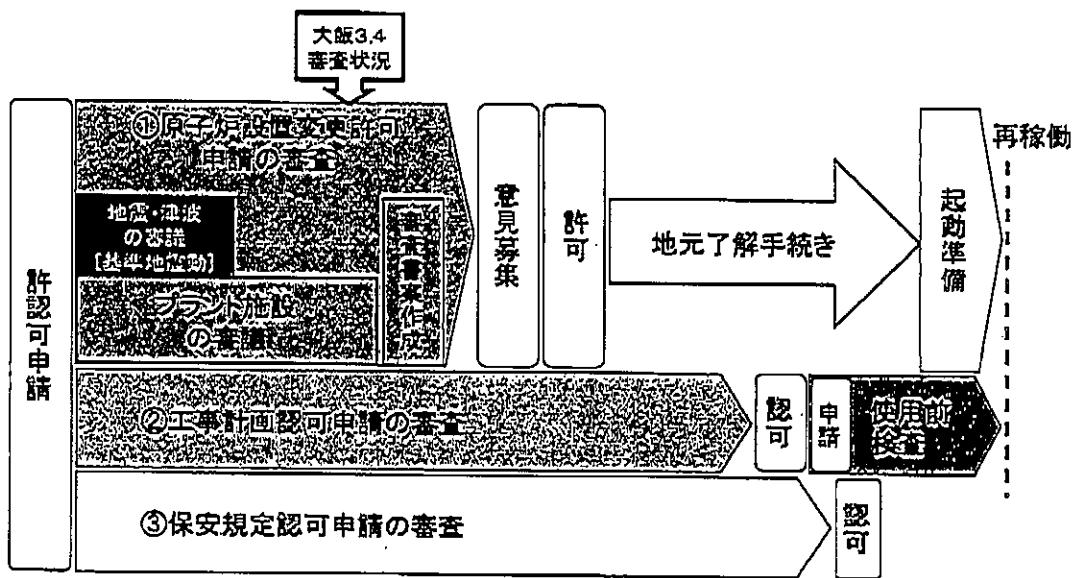
債務者は、御府の平成 27 年 10 月 15 日付「追加質問事項 3」に対して、以下のとおり回答する。

なお、以下では、高浜発電所 3 号機及び 4 号機を「高浜 3、4 号機」とい、大飯発電所 3 号機及び 4 号機を「大飯 3、4 号機」とい、高浜 3、4 号機及び大飯 3、4 号機を総称して「本件各発電所」という。

### 1 大飯 3、4 号機の再稼働までの流れ

平成 25 年 7 月に「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」をはじめとする新たな規制基準（以下、「新規制基準」という）が施行された。

これに伴い、大飯 3、4 号機を再稼働させるには、原子力規制委員会に対し、原子炉設置変更許可（原子炉等規制法<sup>1</sup>43 条の 3 の 8）、工事計画認可（同 43 条の 3 の 9）及び保安規定変更認可（同 43 条の 3 の 24）の各申請を行い、新規制基準への適合性審査を受けて、これらの許認可を得る必要がある。また、工事計画認可を得た設備について、工事計画・技術基準への適合性を確認する使用前検査（同 43 条の 3 の 11）の申請を行い、原子力規制委員会による検査を受ける必要もある。（図表 1）



【図表 1 再稼働までの流れ】

<sup>1</sup> 正式には、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」である。

## 2 原子力規制委員会における新規制基準適合性審査の状況

債務者は、平成 25 年 7 月 8 日、原子力規制委員会に対し、大飯 3、4 号機に係る原子炉設置変更許可、工事計画認可及び保安規定変更認可の各申請を一括して行った。

これらの申請に係る原子力規制委員会における手続の現状を説明すると、まず、原子炉設置変更許可申請については原子力規制委員会による新規制基準への適合性審査が継続中である。この審査については、他社発電所の審査を優先することに伴う審査中断期間があったものの、これまでに 60 回の審査会合が開かれ、基準地震動及び基準津波については概ね了承されるなど着実に進捗しており、審査会合での審議が必要な案件は、残り 5 案件程度と見込まれている<sup>2</sup>。

また、工事計画認可及び保安規定変更認可の各申請については、原子力規制委員会において新規制基準への適合性審査が継続中である。

このように、大飯 3、4 号機に係る新規制基準への適合性審査は、原子炉設置変更許可申請に係る審査が終盤と見込まれるもの、いずれの申請に関する審査も継続中であり、各申請に係る審査手続に今後要する期間や再稼働の時期については、現時点において定かでない。

## 3 想定される再稼働時期

債務者は、平成 26 年 12 月、経済産業大臣に対して電気料金の再値上げの認可申請（料金規制のない自由化分野については再値上げ要請）を行い、平成 27 年 5 月に認可を受けている。

この認可申請等にあたっては、料金の原価算定上、大飯 3、4 号機を含む本件各発電所の再稼働時期を想定する必要があるが、債務者は、平成 27 年 1 月 23 日付「進行に関する意見書」7~8 頁で述べたとおり、原子力規制委員会による新規制基準の適合性審査が先行していた九州電力株式会社川内原子力発電所の審査状況を踏まえて、大飯 3、4 号機の再稼働時期については、平成 28 年度以降と想定した。この想定は現時点においても変わりはない。

以上

---

<sup>2</sup> ちなみに、高浜 3、4 号機の原子炉設置変更許可までの審査会合回数は 67 回である。